

「2027年国際園芸博覧会 浜松市屋外出展業務」におけるPFI等審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市PFI等審査委員会条例（令和4年条例第16号）の規定に基づき、プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行う2027年国際園芸博覧会 浜松市屋外出展業務（以下「本業務」という。）に係る委員会の設置について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本業務中、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、プロポーザル方式の実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人で組織する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験等を有する者3人
- (2) 浜松市花みどり担当部長
- (3) 浜松市観光ブランド振興担当部長
- (4) 浜松市文化振興担当部長
- (5) 浜松市緑政課長

3 委員長は、浜松市花みどり担当部長をもって充てる。副委員長は委員の中から委員長が指名する。

4 学識経験を有する者の出席については、浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例に基づき支給する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の責務)

第5条 委員は、公正及び客観性に留意して審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、本業務に利害関係を有してはならない。

3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、浜松市が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、浜松市都市整備部緑政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱、浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本指針、浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱及び浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月16日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する職務が完了した日に、その効力を失う。